

第 23 回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 平成 22 年 12 月 6 日（月） 13:30～14:50

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）阿藤誠

（委 員）津谷典子、安部由起子

（専 門 委 員）佐藤香、嶋崎尚子

（審議協力者）総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県

（調査実施者）総務省統計局統計調査部：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 社会生活基本調査の変更について

5 議 事 録

○阿藤部会長 それでは、委員、専門委員の皆様及び審議協力者の皆様がお揃いですので、ただいまから第 23 回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日は前回の 11 月 16 日の部会に引き続きまして、社会生活基本調査の変更についての審議を行います。

本日、嶋崎専門委員は途中で退席されるということでございます。

それでは、審議に入る前に本日の配布資料と前回部会の結果概要について、総務省の吉田調査官から説明をお願いします。

○吉田調査官 それでは、議事次第を御覧ください。

資料は 3 つ用意してございます。

資料 1 として、「第 22 回人口・社会統計部会結果概要」。

資料 2 として、「第 22 回人口・社会統計部会において出された意見等に対する回答」。

資料 3 として、「諮問第 28 号の答申（素案） 社会生活基本調査の変更について」です。

お配りしている資料で不足のもの等はございませんでしょうか。

それでは、前回の部会の結果概要につきまして、簡単に説明させていただきます。資料 1 を御覧ください。

結果概要の 5 から御説明します。前回は第 1 回目の部会でいただいた宿題返しということで、調査実施者からそれに対する対応方策を整理していただきましたが、それにつきましてはいずれも了

承いただきました。

それから、前回の部会で新たに御審議いただいた論点でありますけれども、(2)のところからですが、ボランティア活動の項目で変更する事項につきましては、適当とされましたけれども、子どもを対象とした活動の例示につきましては、調査実施者においても一度検討してくださいという宿題をいただいております。

調査票の一番後ろ、10歳未満の世帯員に係る項目につきましては、変更することは適当ということなのですが、表題を「人」ではなくて「世帯員」に変更する。

世帯員以外の者から手助けを受けている場合の選択肢について、調査実施者の方でも一度検討していただくという宿題をいただいております。

携帯電話、パソコン等の使用状況、週休制度、居住室数につきましては削除するという計画でありますけれども、これについては適当という判断をいただいております。

生活行動種目につきましても、原案どおりでよろしいということでございました。

調査票Bにおけるインターネット回答の導入でありますけれども、これにつきましては適当、さらに、コールセンターの設置につきましても適当ということでございました。

回収方法でございますが、原則、調査員による回収ということでやっていただき、封入や郵送方式は導入しないということで整理がされたということでございます。

事前にお配りして確認いただいておりますけれども、何かございますでしょうか。

私からは、以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

前回部会の結果概要については今のようなことですが、この内容でよろしいでしょうか。それでは、この内容で整理させていただきます。

それでは、今回の審議に入らせていただきます。

本日の部会では、前回部会で第3回までに調整とされた事項と、前回、時間の都合で審議できなかった論点について審議いたします。

また、第1回の席上配布資料1としてお配りしたスケジュール表では、本日の審議の終了後、答申の素案を皆様へ御提示した上で答申案を作成して、来年1月7日の部会で答申案の議論を行うという予定をお示ししておりました。議論が順調に進んでおりますのと、年末年始を挟むということで、先ほど御紹介がありましたけれども、本日、可能な範囲で答申の素案をお示しすることといたしました。この素案についても、事務局から事前に送付されているということですので、個別論点の審議が終わった後、時間がありましたら、この素案についても御意見をいただき答申案の作成につなげたいと思っております。

それでは、今回の部会までに整理していただく事項がありましたが、これについて総務省統計局から説明をお願いします。

○栗原室長 それでは、説明させていただきます。資料は、資料2になります。

御指摘いただいた事項は3点ほどありまして、まず1つ目ですが、ボランティア活動に関する活動区分の子どもを対象とした活動の例示につきまして、幼稚園、保育所、学校などにおける

行事の手伝いなどが含まれることが明らかとなるような例示を検討すべきではないかということでございます。

子どもを対象とした活動の例示の中で挙がっているもののうち、「いじめ電話相談」につきましては、一般的に広く行われている活動ではないといった御指摘もいただいておりますので、これは削除することにいたしまして、その代わりに、御指摘のありましたPTAなどの活動、ただ、これは小学校以外のものも広く含めるようにするという意図で学校行事の手伝いという形で追加することとしたいと思います。

なお、組織としてのPTAですけれども、これは団体などに加入して行っている場合の区分の1つとして、ここは「その他の団体」に含まれるということが明確に分かるように記入の仕方などで説明を工夫することといたしたいと考えております。

現行案に対する修正案は、資料に書いてございますとおり、最後の「いじめ電話相談」というところを「学校行事の手伝い」に変えるというものでございます。

2点目の10歳未満の者に係る項目について、ワーディングの正確性という御指摘をいただいているところでございます。

これにつきましては、「10歳未満の人について」を「10歳未満の世帯員について」に修正するとともに、「ふだん世帯以外の人から」を「ふだん世帯員以外の人から」に修正いたしたいと思っております。同様に関連する部分のところも同じような形で修正いたしたいと思っております。

3点目ですけれども、10歳未満の者に係る項目のうち、世帯員以外の者から育児の手助けを受けている場合の選択肢のところでございますが、ここにつきまして、記入漏れ防止等の観点から再検討が必要ではないかという御指摘をいただいているところでございます。

これにつきましては、御指摘を踏まえた修正という形で、資料にお示ししておりますのでどうかと考えております。現行案で「ボランティア、ベビーシッター、保育ママなど」となっておりましたところを、ここに挙げたもの以外のもも含まれるようにしないと書く方が少し困ってしまうのではないかというお話がありましたので、そういった趣旨が明確になるように「その他」としまして、括弧の中でベビーシッターと保育ママを例示として挙げるという形で整理しております。

それから、1番目の選択肢ですけれども、ここは親族からといった趣旨を明確にして、社会的なつながりがより明確になるようにということで若干修正してございまして、「親族（祖父母など）から」という形で御提示させていただいております。

私からは、以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

この点に関して、御意見や御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。一応、前回の議論の趣旨を踏まえて修正するという案が出ているわけですが、更に付け加えるべきことは、特にございませんか。よろしいですか。

それでは、これで了承ということにしたいと思います。

続きまして、前回時間の都合で審議できなかった論点について審議をいたします。第1回のとき

にお配りした審査メモ、席上配布資料2と、審査メモに対する統計局の回答、席上配布資料3を御用意ください。よろしいですか。

まず、「3 集計事項」です。審査メモの6ページの3です。吉田調査官から説明をお願いします。

○吉田調査官 「3 集計事項」ですが、今回、調査事項を充実するという事で、ワーク・ライフ・バランスの分析に関する集計、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する集計、更に介護・育児に着目した集計を充実するという計画であります。

また、調査票Bの生活時間記入欄の集計に当たって、項目の一部を細分化した上で集計するという事でございます。

調査事項の充実に伴って集計の充実を図ることにつきましては、政策課題を検討するための有用な情報を追加することになりますので、適当であるという判断をいたしました。

また、調査票Bの集計項目の細分化につきましては、欧州統計委員会により提供されているデータベース情報に対応した分析を可能とすることになりますので、研究者等の一般利用者からの需要にも対応したものであるということで、適当と判断をいたしました。

○阿藤部会長 この事項については、特に論点はないようでございますが、御意見や御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「3 集計事項」は原案の計画のとおりにさせていただきたいと存じます。

次は、「ア 調査結果データ利用の拡大について」ということで、吉田調査官から説明をお願いします。

○吉田調査官 「ア 調査結果データ利用の拡大について」につきましては、前回調査であります平成18年調査に係る当時の統計審議会の答申の中で指摘された事項であります。いわゆる匿名データ等の更なる利用拡大に向けた取組みを行うという指摘でございます。

総務省統計局では、平成3年、8年、13年に実施した調査のデータにつきまして、統計法の第35条に基づく匿名データの提供を21年4月から実施しております。また、第34条に基づくオーダーメイド集計についても、本年度内の提供開始に向けた準備を行っているということでございますので、前回答申に対応した措置が講じられているということで適当であるという判断をいたしました。

○阿藤部会長 この事項についても特に論点はないようですが、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 匿名データについては、現行、資料に書かれているような形で提供されていることは承知しておりますが、平成18年の結果については、どういう状況かということを知りたいということ。それと、統計委員会でエビデンス・ベースト・ポリシーということが昨今よく話題になっております。その中であって、直近で使えるデータが2001年、平成13年であるというのはいかかなものかと私自身は思っております。つまり、昔のデータでこうであったということを見ながら、現在のポリシーを立案できるかという問題があると思っておりますので、匿名データのより近い時点のもの

の提供計画がどのようになっているかという、進捗状況をできればお教えいただきたいと思います。

○阿藤部会長 総務省からお答え願えますか。

○栗原室長 平成 18 年結果の提供計画ということでございますけれども、今、準備をいろいろと進めているところでございます。具体的にいつというところまでは固まっていないんですけれども、そう時間がかからないうちに提供したいとは思っているところでございます。

○三神課長補佐 もう一点だけ補足いたしますと、オーダーメード集計についてですが、現在、統計センターではオーダーを受け入れられるよう準備を進めておりまして、まず、平成 18 年結果のオーダーメードからできるように進めております。行動編を先に実施する予定になっております。

○阿藤部会長 安部委員いかがでしょうか。

○安部委員 確かこれは 5 年過ぎてからということだったと思うんですが、オーダーメードに関しては 5 年という縛りにとらわれずにやるという理解でいいでしょうか。

しつこいようではございますけれども、平成 18 年については、5 年経過後速やかにできそうだと理解してよろしいでしょうか。

○栗原室長 今、そのように準備を進めつつあるところでございます。

○安部委員 ありがとうございます。

○阿藤部会長 ほかにございますか。

それでは、これについてもできるだけ早く匿名データ、オーダーメードなどの利用が拡大するように御努力願いたいということで、この問題については一応了承ということにしたいと思います。

次は、「イ 調査票 A と調査票 B の併用について」でございます。吉田調査官、説明をお願いします。

○吉田調査官 調査票を 2 種類で実施するという点についてでございますが、平成 13 年調査に係る統計審議会の答申において指摘された事項でもあるのですが、調査実施者の方で検討を行いました。その結果、18 年調査においても 2 種類の調査票で調査が行われております。今回も 2 種類の調査票によって実施することになっています。

調査票 A につきましては、大規模な標本調査として多様化している国民の生活時間ですとか生活行動につきましては、地域別・家族類型別等に詳細に集計を行うということで実施されています。一方、調査票 B につきましては、国際比較を行うという観点から、全国表章ができる範囲の標本数で調査を実施しているということでございます。事後的に詳細な生活時間の集計を可能とするという位置づけで調査票 B はあるわけですが、平成 13 年から 2 種類の調査票によって実施するというパターンになっています。

ただ、調査票 A と B は、それぞれ異なる標本に対して調査を行うものであります。また、その上で調査票 A、B 別々に集計されている。そのために、同じ内容についても調査票 A と B との間で異なる結果が生じる可能性がある。こういった差異が統計に対する疑義を生じさせるのではないかと。

こういった疑義を解消するためにも、将来的には 2 つの調査票ではなくて統一することも検討課題にしておく必要があるのではないかとという問題提起です。

そこで、論点といたしまして、1 つ目が、今後も 2 種類の調査票で実施することが適当なのかど

うかということ。

2つ目が、生活時間を把握する上では、プリコード方式とアフターコード方式がありますけれども、どちらが適当なのかといったことを検討する、議論する必要があるのではないかと考えています。

○阿藤部会長 それでは、統計局からの御回答をお願いします。

○栗原室長 それでは、お答えいたします。今、2つ論点を御紹介いただきましたけれども、どちらも調査票の在り方に関するものということで、回答上重複する面がありますので、まとめてお答えさせていただきます。

今、御案内がありましたとおり、社会生活基本調査では2種類の調査票を使用しておりまして、調査票Aではプリコード方式、調査票Bではアフターコード方式でそれぞれ生活時間を把握してございます。プリコード方式におきましては、アフターコード方式ほど詳細な生活行動の分類はできないんですけれども、集計がより簡便でありまして、都道府県別の集計等を行うための大規模な調査に適している面があると考えております。

アフターコードの方は生活時間配分についてより詳細な分析が可能ということで、国際的にも多くの国で採用されている手法であると認識しております。しかしながら、アフターコード方式におきましては、回答者が記入した詳細な生活行動の入力及び格付け等の作業が必要でございます。また、生活行動を詳細に把握するものでありますことから、行動の種類によっては十分な標本数が確保されない場合もあるということで、都道府県といった単位で更に細かく表章することに困難な面があると思います。

こういったことから、両方式はそれぞれ目的と利点を有してございますので、現時点では一概にどちらが優れているとは言い難い面があると思っております。したがって、現状では2種類の調査票を使うことが適当だと考えているところでございます。

今後どうするかということなんですけれども、国連で生活時間調査に関するガイドラインということで出しているものがあるんですが、その中では各国に対して必ずしもアフターコード方式だけではなくて、簡易版、日本のプリコードのような選択肢も提示しておりまして、各国の状況を踏まえて適切な方法をとるということで示されているものと認識しております。それから、ヨーロッパでも生活時間調査は盛んに行われているんですけれども、欧州経済委員会などを中心にプリコード方式による簡易な生活時間調査についての研究なども行われつつある、そういった動きもあるところでございます。

したがって、国際的に見てもアフターコード1本でというわけでもありませんので、これまでの利活用状況、国際的ないろんな研究等の動向なども見ながら検討を進めていくことが必要だと考えているところでございます。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、この点に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 結論から申しますと、適当であるというか、この状況が続けていくべきであろうと思います。それしかないと思います。なぜかという、1つは、もちろん施策のために、国民の生活行動を相当大きな規模でとらないと、地方別、都道府県別の表章ができないということです、最初から続けている、時系列が続けていくという意味でもこれは必要なデータです。

ただ、2番目のBの生活時間のアフターコードの方ですけれども、私もこれは大変よく使っております、先ほどから国連のガイドラインのお話が出てきましたが、ヨーロッパも、もともと国によってかなりきちんと時系列でとっている国もあるんですけれども、欧米の先進諸国でもそんなに時系列はない。ただ、Eurostat ができて以降、相当これはコンソリデートして、そして、御存じのとおりコンパブル・タイムユース・スタティスティックスというものが出来まして、できる限りの統一基準でやっていこうということで、とにかく後から入ってきたメンバーにまで対象を広げて、旧東欧諸国にも広げてきている。日本もこれに絶対に乗り遅れてはいけないというか、もちろん乗り遅れてはいないんですけれども、この中で大変重要な役割を果たせると思っております。

その1つの理由は何かという、日本はやはり非西欧先進諸国なわけです。実は、韓国も最近非常に力を入れていまして、ありとあらゆる外国のこういうことに関するワークショップやカンファレンスに統計局の方が出てきていらっしゃるようで、インターネットなどを探しますと、いろんなデータがすぐに出てまいります。ただ、韓国は日本と違っていて、さかのぼれない。ですので、強みは非欧米、OECD加盟国の中で一番きれいな時系列のデータがそろっておりますので、お金がないのは分かっているんですけれども、頑張っていくべきであって、本当のことをいうとこれを全体にやれば一番いいわけですが、一遍に1万人から19万人にはできない。5,000世帯を10倍にはできないということがありますので、両方の調査をやっていただきたいと思っております。

あと、もう一つ Eurostat もそうなんですけれども、インターナショナル・アソシエーション・フォー・タイムユース・リサーチというものがあるようで、これはアジアの新興工業国だけではなくて発展途上国にも伸ばしていこう。インドなどはいつもそうなんですけれども、大分頑張っているようなんですが、実際の調査をやったというのはまだよく分かっておりません。ただ、これからの方向性として、恐らく今の発展途上国にも、特にアジアを中心にこれは広がっていく可能性があると思っておりますので、そういう意味でも続けていくことは非常に大事だと思います。

以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 津谷委員とほとんど同じなんですけれども、時系列と国際比較です。プリコードの方は時系列の比較が可能で、どう変化してきたかが分かります。これを急に変えると時系列比較ができなくなってしまうので、継続性を持たざるを得ない。

一方で国際比較のためには、やはりアフターコードの調査票Bが必要です。Bの方がもしかすると国際的な流れの中でプリコード化されていくかもしれませんけれども、そのときは統一が可能になり得るということで、現段階では時系列の継続性及び国際比較可能性の2つの観点から2種類が妥当ではないかと思っております。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。安部委員、どうぞ。

○安部委員 私は問題点として挙げられていることで、調査票Aと調査票Bで結果が異なることが統計に対する疑義を生じさせるという点について若干コメントしたいと思います。これはむしろ起こり得る現象だと考えて対処するのがいいのではないかと思います。つまり、集計値がどの程度の信頼性を持つかということを積極的に公表するぐらいの気持ちでやったらいいのではないかと。結果が異なっているということは、要するに、どちらかが信頼できないか、あるいは両方信頼できないか、どちらかだと思いますけれども、そのような場合には集計された数字の誤差が大きいということでしょう。誤差が大きいというのは調査を大規模に行えば相当程度解消すると予想されるわけですが、実施済みの調査に対して、たまたまこの年のこの調査は誤差が大きいということは、起こってしまったものは仕方がないということですし、起こらないようにするのがいいとはいえず、起こってしまうことはあるわけですので、そこら辺は、誤差の程度を積極的に公表して理解してもらうようにするという考え方もあっていいのではないかと思います。

以上です。

○阿藤部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 調査票Aと調査票Bの集計結果の相違については、余り気にしなくていいのではないかとということには賛成です。ただ、その理由なんですけれども、当然Aの方はプリコードで、Bの方はアフターコードでやっているわけですから、これは実際の時間がかっちり合った方が不思議です。例えば、時系列で見えていくときに、これは就業率が上がっていることもあるんですけども、日本の20代から50代ぐらいで結婚している女性の平均家事育児時間は減少傾向にあるんです。これが、Aで見たときはそうなのに、Bで見たら逆になったというのはまずいです。つまり、私が言いたいのは実際の時間というレベルではなくて、いろんな意味でのトレンド、属性別に見たときにそれが一方では全く逆になる。先ほどおっしゃったように、これがどちらか、もしくは両方おかしいわけです。ですので、細かな時間が問題ではなくて、大体の傾向その他で見たときに、例えば、男女で出してみたときに、平均値、男性の分担割合を見ていったときに、それほど大きなずれがなければ、きちんとどういうふうに計ったのかということさえ押さえておけば、あるところではAを使って、あるところではBを使っておかしくなってしまうということさえしなければ、違って当たり前だと思っています。

つまり、傾向やいろんなディファレンシャルさえ、全く違った、矛盾した結果さえ出なければ大体これが合っている。ジグソーパズルのようなものですし、経済学の理論などとは違いまして演繹できるわけではないわけですから、これはむしろ帰納的な検証という形で押さえておかれる。これはどう見ても矛盾しているし、何かおかしい、どこかおかしいということは恐らくチェックをなさったらお分かりになるのではないかと思いますし、匿名データ、オーダーメイド集計その他でも出てくるのではないかと思いますので、そういう情報にはきちんとアンテナを張って見ておかれればよろしいと思います。実際の時間が若干ずれる、日本人は大好きなんですけれども、本当に細かいことをそれほど気にする必要はないと思います。

○阿藤部会長 ほかの委員の方はいかがですか。嶋崎専門委員、どうぞ。

○嶋崎専門委員 皆さんの御意見で結構だと思います。また、回答者負担の非常に大きなBについても今回からインターネットでの回答が可能になるということですので、当面はこの2種類で進行して行って適切かと思えます。

○阿藤部会長 ありがとうございました。

皆さん結論は一致しておりまして、少なくとも当面は調査票Aと調査票Bを併用していくということについて、総務省の見解と一致しております。総務省の見解を了承するというところでございます。ただ、回答にも書いてありますように、国際的な動向もいろいろあるようですので、それを十分にモニターしながら、今後日本のデータも検証しつつ将来について検討を重ねていくということになるんだと思いますが、その点はよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、一応この問題は総務省の回答を是とするということで終えます。

次は、「ウ 対象年齢について」です。吉田調査官、お願ひします。

○吉田調査官 「ウ 調査対象年齢について」でございます。計画では、生活行動や生活時間を報告してもらう調査対象者の年齢につきましては、平成8年の調査から10歳以上の者に年齢を引き下げて実施されておりまして、今回の調査においても10歳以上となっているわけです。

子ども、いわゆる小学校高学年から中学生という年齢になるんですが、その生活行動等の実態を明らかにすると同時に家族との接触時間を把握することによって、子どもを含めた世帯員相互間の生活リズムのずれなどの生活実態を分析するための基礎資料を提供するということを可能ならしめるために、平成8年の調査から10歳以上の者に対象者の年齢を引き下げたということでございます。

年齢を引き下げた調査は、今回4回目ということになるわけですが、これまでの3回の調査結果も踏まえて、今後も引き続き10歳以上を報告者とするのか否か。調査目的と報告者の負担の観点から検証する必要があるのではないかと考えた次第です。

したがいまして、論点といたしましては、生活行動や生活時間の把握対象年齢について、今後も10歳以上として実施すべきか否かということを挙げています。

○阿藤部会長 それでは、これに対して統計局の回答をお願いします。

○栗原室長 お答えいたします。

論点で挙げていただいている問題意識としては、10歳以上に調査負担を課すということで、負担などの面から考えて適当なのかどうなのかということだと思うんですけれども、一応、平成8年調査から10歳以上を調査対象としてまいりまして、10～14歳の子どものスポーツ活動、趣味、娯楽など生活行動の実態ですとか、夕食時間に父親と一緒にいた子どもの割合など父親との接触時間を把握できますので、分析上、有用であると考えております。

年齢階級別の標本数ということで見ても、10～14歳につきましては、十分な標本数が確保されておりまして、記入者負担の大きさなどによって調査できないとか、そういった問題が起こっているということは、今のところ認識してございません。

諸外国を見ましても、欧州統一生活時間調査のガイドラインなどでも10歳以上を対象としてお

りますので、そういった国際比較の観点からいきましても、今後も10歳以上を対象とすることが適当ではないかと考えております。

以上でございます。

○阿藤部会長 それでは、この点に関して御意見、御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。津谷委員どうぞ。

○津谷委員 このところずっと時系列でやっており、当然年齢を広げたわけですから、その前とも一部を抜けば時系列としての一貫性や連続性を保てると思うんですけども、10歳以上15歳未満の年齢層についても特段の問題はなくやられている、実施されているということですので、このまま続けていかれるのがよろしいかと思えます。

○阿藤部会長 ほかに御意見ございますか。安部委員、よろしいですか。特にございませんか。

○安部委員 ほかの点とも関連するんですけども、東京都さんと神奈川県さんに参加しているんですが、調査実施の立場からこういう問題をどうお考えになるかという御意見を聞きたいです。それはこの対象年齢だけの問題ではなくて、私は前回欠席して申し訳なかったのですが、封入方式の問題で、実際の調査の現場からの御意見というのは伺ったのでしょうかということもあります。済みません、この場がいいのかどうか分からないんですが、お願いします。

○阿藤部会長 もちろん、いつでも挙手されれば回答可能なんですけど、今の点について言えば、前回は特にお聞きしていませんけれども、今、御質問が出ましたので、例えば東京都さんからございますか。

○東京都 私は前回いなかったんで、提出方式が今回の封入でなく、なおかつ郵送もというのがあります。今回10歳というお話で、年齢のことはちょっと控えさせていただきたいんですが、今年国勢調査をやった中で郵送とか封入をさせていただいています。やはり世帯の方としてはそういった方向を歓迎する方向にはありますので、どうしてもサンプル数という点からすると調査の精度と反対方向にはいってしまうと考えております。前向きに調査に答えたい方、あるいは答えやすい方のデータが集まってくるというところがちょっと気になった点です。

○阿藤部会長 今の年齢については特にありませんか。

○東京都 年齢については特に知識もないので、済みません。

○阿藤部会長 前回、封入方式云々の問題は結構大きな議論になりました。もちろん、国勢調査がああいう形になったものですから、多分世帯側の受け取り方も大分違ってきているとは思いますが。ただ、社会生活基本調査は非常に詳細なデータを、しかも、後になって書こうと思うと、思い出すことが大変難しい調査でもあるので、その点でこの部会としては全員が封入でない形を基本として、どうしても封入をという方にはそれはしてもらおう。そういうふうに一応結論を出したところでございます。

どうぞ。

○神奈川県 今、部会長からお話がありました前回の議論の中で先生方がおっしゃっていらしたことについて、調査を実施する立場からいきますと、今回の国勢調査、その後に国勢調査の事後調査というものを実施していきまして、国勢調査に対しての世帯の反応を見させていただいたところ、や

はり封入と郵送は非常に影響があると思います。事後調査の場合には前の国勢調査と同じやり方で調査員回収という形で実施しました。封入は認められていました。事後調査で、調査員が回収するということに関してかなり抵抗を示された方が多かったということがありますし、封入というのが国勢調査でかなり浸透してしまった中で、今度、社会生活基本調査を封入方式ではない形で、更に調査員回収という形で実施するのは、かなり現場としては厳しいと思っています。先ほどおっしゃったみたいに、家計調査と同じようにサンプル数を確保するために、やはり御協力いただく方たちを中心に回答いただくという方向がどうしても出てしまうということが危惧されるところです。

○阿藤部会長 前回お聞きすればよかったんですけども、そういった現場の御苦勞が大きいことについては理解していると思います。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 議題がちょっとずれてしまったかもしれないと申し訳ないです。今、対象年齢の議題からそれてしまって、後で出した方がよかったのかもしれない。この話題をどうしたらいいんでしょうか。

○阿藤部会長 もし再考の必要があるとするれば、勿論、今回の最後かあるいは次回にでも。

○安部委員 とりあえず対象年齢の方に戻します。

私からもう一度神奈川県さんにお聞きしたいと思います。対象年齢について、東京都さんは特に御意見はないということでしたが、神奈川県さんはいかがでしょう。

○神奈川県 神奈川県も特にこの辺に関しては情報等を入手していないので、回答できるものはありません。

○安部委員 分かりました。どうもありがとうございました。

私としては、現場で何か問題があればということを考えましたが、特にそういうことでもないという感じですので、特にありません。ありがとうございました。

○阿藤部会長 それでは、差し当たって、「ウ 対象年齢について」は、10歳を継続するというところでよろしいでしょうか。

了解ということにします。

次は、論点の最後ですが、「エ 調査の基準となる期日について」です。吉田調査官お願いします。

○吉田調査官 「エ 調査の基準となる期日について」であります。この調査は平成13年調査から調査の基準となる期日を10月20日としております。

今回も10月20日ということなのですが、平成8年調査までは10月1日を基準としていました。ただ、同じ時期に5年周期で実施しております事業所・企業統計調査が行われ、その基準日がちょうど10月1日ということで、それに伴う都道府県の調査事務の輻輳を回避するというので、13年調査から時期をずらして10月20日を基準として実施をしているということでございます。

ただ、この基準の変更理由となった事業所・企業統計調査につきましては、現在、同じく諮問されておりますけれども、経済センサス活動調査に取り込まれる形で、その実施時期についても企業の株主総会、決算報告が終わった7月等が実施時期として一番いいのではないかと整理がされ

ているところです。本調査の基準日をもともの10月1日に戻すと、過去1年間のデータについて報告を求めるに当たっても切りがいいといえますか、理解しやすいということでございますので、そういうふうにするべきではないかということで、論点といたしまして、基準日を10月1日に戻す必要はないかということをお尋ねいたします。

○阿藤部会長 それでは、この論点に関して統計局から御回答をお願いします。

○栗原室長 お答えいたします。結論からいきますと、時系列の比較がありますので、調査日を動かすのは適当ではないと考えてございます。

1つ例を挙げますと、東京都では10月1日を都民の日としておりまして、10月1日が平日の場合には都の公立学校は休みとなりますので、生活時間調査という面では、休日の時間としてそこは書かれてしまうということになるわけでございます。つまり、そういった影響がいろいろあるかと思っておりますので、できるだけ動かさない方がいいと考えてございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、これについて御意見、御質問はございますか。佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 意見というよりも、10月1日に戻すことのメリットは何か考えられるのか教えていただきたいと思っております。

○阿藤部会長 どうぞ。

○吉田調査官 メリットというか、もともとの調査が10月1日で実施されていて、途中で変わったということです。変わった原因となる他の指定統計調査ですけれども、実施時期がずれるということで、その要因がなくなったわけですから、元に戻すということだけです。戻すことによって、当然、もともとの調査当初からのデータとの連続性も戻ってまいりますし、報告者にとって、過去1年間を考えると、きりがいいということがあるかと思っております。

○阿藤部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私は、どうしてもこちらにという強い意見はないのですが、確かに都民の日というのは関係あるかもしれませんが、私も都民ですが、休みだということは知りませんでした。

ただ、物によっては思い出す、質問を見ていると1年間の収入とかということもあるわけですが、これは大体月単位でもらっている方が多いので、10月20日単位ですとちょっと半端が出る。そうすると、国勢調査も10月は当然ですが、1年のちょうどミッドイヤーということで、中間点ということで10月1日付なのですから、もし1年間のことで、月単位で思い出せる情報がより正確にということであるならば、1日付もいいと思っております。ただ、10月になさっているのは季節性がある活動もありますから、これは同じ月でということで、もう一つの指定統計調査と余りにも業務がかぶると非常に辛いということで離されたのですが、もう一回1日に、同じ月に戻すということについて、私は回答者の側から質問によっては答えやすくなるものもあると思っております。私個人としては、どうしてもこちらがいいという非常に強い意見は持っておりません。

○阿藤部会長 ほかの方はいかがですか。

今の点、統計局さんはいかがでしょう。

○栗原室長 確かに生活行動、1年単位で見る調査の方は1日になってももしかしたらそれほど影

響はないのかもしれないのですが、時間調査ということに関して見ますと、先ほど言ったような影響が出る部分がある。そこは懸念しているところでございます。

○阿藤部会長 都民の日というのが設定されたのはいつごろなんですか。つまり、以前はどうだったんですか。20日に変わる以前です。

○三神課長補佐 設定された日は分からないのですが、平成8年調査から10歳以上の人を対象に調査しておりまして、それ以前は15歳以上の人を対象としていたため、どちらかという子ども生活時間は余り見ていないというのが実際だったと思います。平成8年のときは従前どおり10月1日で調査しておりまして、後になって本当にこれでよかったのかというのがあったのは事実ですが、当時は、そこまで考えていなかった。その後、調査日が10月20日に移動したことによって、結果的に、今の方が子どもの生活時間を見るに当たってはよかったと考えていたところがあります。

都民の日は、この調査が始まる前からあったのは事実だと思いますが、それまでこの調査は15歳以上の人を調べていたというところで少し状況が異なります。

○阿藤部会長 分かりました。

佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 10歳以上をとることを考えると、確かに1割ぐらいの10歳以上が都民の日になってしまう可能性がありますので、そうすると、扱いにくくなると思います。そこは懸念されます。ですから、10歳から14～15歳の子ども生活時間の1割程度に影響が出ることと、1日という単位の想起しやすさをどう考慮したらいいのかちょっと迷うところではありますが、ほかの先生方はいかがでしょうか。

○阿藤部会長 ほかの委員、専門委員の方はいかがですか。

○嶋崎専門委員 やはり今後のことを考えれば避けた方がいいのかもしれませんが、ほかの47都道府県の日がいつあるのか分かりませんが、東京都が一番大きいということでいえば影響があると考えていいかと思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

東京都の方からどうですか。

○東京都 都民の日というのはもともと明治の市制施行を機にしていますので、歴史は古いんですが、いつから休みになったかというのは、済みませんが、私も把握していません。

確かに公立の小中学校は休みですし、子どもたちにとっては休みというのがあるかもしれませんが、10歳以上の方はお書きになるときはきっと親御さんと一緒に書かれると思いますので、その辺りは平日でという注釈か何か付くのですか。その辺りが難しいですね。その辺りを踏まえた書き方になるかもしれないです。

○阿藤部会長 どうぞ。

○安部委員 第1回目の資料2-3を拝見しますと、10月20日現在といっても実は15日から23日までの9日間のうちの連続する2日間となっておりまして、調査票を実際に見ると「日はいつですか」ということで書く欄があるんです。つまり、9日間あるんだったら都民の日はそのうちの1日

だろうと思うんですけども、都民の日がそんなに重要なんでしょうか。

○三神課長補佐 おっしゃるとおりで、生活時間調査の場合ですと、土曜日から翌週の日曜日ということで9日間とっています。実際にその中の平日の1日ではあるのですが、やはりいろいろ考えますと、子どもが休みであればその日は親の行動もかなり変わってくる可能性が考えられます。今の調査期間で県民の日などがいないか我々も調べてみたのですが、見当たらなかったこともあり、時間調査の観点からも、特別な日は外したいという考え方でございます。

○阿藤部会長 余り積極的にどちらがいい、悪いというのはなさそうです。都民の日が何日間の間に1日あるという一種のデメリットがあるのではないかとということで、それ以外の理由がなければ直近からの継続性という意味では、10月20日で特にいけないという強い理由もないのではないかと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

これはそのとおりということで、10月20日実施ということにしたいと思います。

一応論点についてはすべて終わったこととなります。

先ほど安部委員から別の項目の議論の中から、前回一応議論を終えた問題についての問題提起があって、これは論点でいうと、審査メモの6ページ、「ウ 封入提出方式、郵送提出方式の併用について」ということであったわけです。前回の結果概要の4ページの一番上にありますように、提出については封入提出方式、郵送提出方式を併用せず、原則調査員へ提出する方法によることが了承されたという結論になっております。

その理由というのは、先ほどちょっとお話したように、正確な回答を得やすい、封入して後でチェックしようと思ってなかなか思い出しにくいとか、そういうことが起こりやすいという意見が出たわけです。確かに、その際に現場の東京都、神奈川県のお意見は特に聞いておらなかったんですが、勿論、御発言することはできたわけですが、今、伺ったところでは、特に国勢調査の後ということがあって、回答者の意識が高まっているという雰囲気があるということで、調査員へ提出するという方法に幾分難しさがあるのではないかと意見が出されました。

余り時間は取れないんですけども、それを踏まえた上で、更に御意見をいただければと思います。

津谷委員、いかがですか。

○津谷委員 前回、私はお話をいたしましたので、何度も繰り返すことは避けたいと思います。

ただ、調査環境が非常に悪くなっていることは百も承知しております。私は調査の調査責任者をやりまして、休日に自宅に電話がかかってきたりとか、大学に照会がばんばんかかってきたり、ありとあらゆることがありまして、これは本当にそのとおりなんです。それであるがゆえに、恐らくよい情報というのは大変必要になってきている。皆様も少なくともそれを仕事の一部として御苦労をかけているという状況があるわけで、本当に極論をいえば、こんなことを言ったら身もふたもないので、こういうことを言うてはいけないのですけれども、本当に御迷惑になるなら、調査をやめるしかないわけです。でも、それができない以上、どういう目的でこれをやるのか。ただし、続けていくためには理解が必要というのはそうだと思います。

社会生活基本調査について言わせていただくと、国勢調査とは違います。国勢調査の場合はたと

え郵送やインターネットで出しても、ちゃんと埋まっていないともう一回フォローアップがあったんです。これは恐らくそういうことはなかなかできない。たとえしても1か月前のことは忘れてしまっているということになると、統計上非常に悪い。

そして、ここにデータが出ておりますけれども、やはり封入提出、郵送提出ですと、集計除外割合が極端に高くなります。これは回答率を確保することが目的ではなくて、実はユーザブル・クエスチョネアー、つまり集計に使える調査票をきちんと確保することが集計及び調査をやる最終的な目的なんです。極端なことを言いますと、たとえ9割の回答率があっても、そのうちの3分の1がとてもし加減で使えない、もしくは物すごく無回答が多い。これはどうしても落とさざるを得ないということになると、また別の意味で調査をやる目的自身が問われることになると思います。これに関してはどうしてもと言われたら、もちろん、全くないよりもあった方がいいということで封筒を出すのはいいんですけれども、もともとからどちらでもいいですということをごやりになるというのは、できる限り避けて頑張ってもらいたいと思います。もちろん、客体の協力と理解なしにはできないことは分かりますけれども、そのバランスを考えたときに、私は統計局の方の方針に賛成でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

佐藤専門委員、どうでしょうか。

○佐藤専門委員 前回も申し上げましたように、回収率が問題なのではなくて使えるデータが必要なのだとということと、社会生活基本調査は記入で迷う方もたくさんいらっしゃると思います。むしろその中で調査員の方にこういう時間の使い方をしたんだけれども、どう書けばいいのかとか、そういうことを確認して最後は仕上げていただくようなことになると思います。

私自身も生活時間調査はやったことがありますけれども、必ずどう記入したらいいのかという問い合わせが多数ございますので、調査員の方は回収というよりも問い合わせ先のように考えていただいて、協力して回答していただくという形でやって、使えるデータ、無回答が非常に多い状態だと無駄になりますし、出している資料でも、除外するだけではなくて補筆する必要があるが多く出てきているようですから、そのことの事務量も考えますと、むしろ調査員の方に現場で協力いただく形でやっていただくのがよいのではないかと思います。

○阿藤部会長 安部委員、いかがですか。

○安部委員 私の伺った範囲では、この調査はいわゆるほかの幾つかの調査のように対象の世帯に調査票をお配りして、何パーセント回収できたかという調査ではなく、回収できなかった場合には代わりにほかの方をお願いするというところでよろしかったでしょうか。それに関する統計はあるのでしょうかということと、もし東京都さんあるいは神奈川県さんで前回のこと、前回ではなくてほかの調査でもいいんですけれども、例えば全国消費実態調査もそうだと聞いているんですが、そういうことに伴う特殊な困難がありましたら、御教示いただけたらと思います。

○阿藤部会長 これについて何か御意見ございますか。

○東京都 回答がなかった場合の補足というのはちょっと把握していないので、申し訳ないです。聞き取り調査ということですか。

○阿藤部会長 標本を代替するという意味です。

○東京都 不勉強で申し訳ないです。

○阿藤部会長 神奈川県はどうですか。

○神奈川県 済みません。私も5年前の調査を実際にやっているわけではありませんが、たしか部会長がおっしゃったみたいに5年前の調査のときも標本を代替していったという話を聞いたことがあります。目的の数になるまで順次、次の人に当てていくという形で対応していったようです。

○安部委員 目的の数までということですか。

○栗原室長 数字的な部分で、事実関係だけお答えいたします。社会生活基本調査につきましては、今、安部委員が言われたとおり、当初当たった世帯がどうしても調査できない事情により調査できなかった場合には、追加で抽出するというやり方を認めております。これは必ずしも社会生活基本調査だけの措置ではなくて、困難な調査の場合にはそういう手法をとっているものがございます。

実際の回答状況としては、当初抽出した世帯における回答率という意味では82%、代替、抽出世帯も含めた最終的な回答率という意味では96%となっております。

○阿藤部会長 津谷委員、何かありましたか。

○津谷委員 今の統計法で、例えば10年間パネル調査をやるということになると、調査を開始するとき、無作為抽出したサンプルに対して「10年間は続けますよ」ということを言わなくてはいけないということに確かなっていったと思います。そうすると、どうしても10年間とか5年間協力し続けるのかということで拒否が非常に多くなって、同じような属性を持った方もだめだったら、とにかく必要なサンプルの規模を確保するためにやられていると思います。

ただ、先ほど佐藤専門委員も私も言った補筆の問題や集計できなくて除外するというのはデータをとった後の話で、やはりデータの正確性、精度と信頼性の問題であったかと思います。ただ、私の言おうとしていましたことは、御提案のやり方でよろしいというよりも、そうすべきであろうと思うわけですが、コールセンターを設置するということは大変必要かと思えます。特にこれから本格的にインターネットその他でやっていくということになれば、ますます必要かと思えます。

先ほどちょっと伺っていましたように、これは予算の問題もあるんですけども、あとは調査員の方がどういうふうトレーニングをなさるかにもよると思います。実は、調査員の方というのはものすごく大事で、回答率や事後の調査票の統計除外割合に影響を与えるもので、この調査が、家計調査と並んで答えるのが非常に大変なものだということはいくつか分かっております。

そういう意味で客体に質問することも大事なんですけれども、やはり調査員の方にきちんとインフォメーションを与えて、心構えを付けていただいて、トレーニングをしっかりとやっていただくことで、またいい結果が出るのではないかと思います。

○阿藤部会長 津谷委員、佐藤専門委員からは前回いただいた御意見を大体いただいて、一言でいえばデータの質を確保するためには、特に難しい生活時間調査というのは封入、郵送でほんと来て、それがデータとして使えるかどうかという点では、調査結果にもあるように不安がある。使えないものが出てきたのでは調査の目的を果たせないという御意見であったわけです。

今日は現場でやっておられる東京都、神奈川県さんからは、調査実施上の難しさということをも

う一方で言われている。この辺は非常にジレンマなんですけれども、それを伺った上で安部委員、いかがですか。

○安部委員 ほかの部会の審議でもあったんですけれども、現場からこうしてほしいという具体的な御意見がもしありましたら、御教示いただければと思います。例えば、封入にした方がいいとか、以前にもそういうことがあって、そのときにもその御提案のとおり決定はしませんでしたけれども、御意見を伺っておくことは有益だと思います。

○東京都 繰り返しにはなるんですけれども、ちょうど今年が国勢調査だったということもあり、受ける世帯からすれば若干抵抗があると思います。ただ、国勢調査については、郵送なりあるいはインターネットにたどり着くまでにいろんな議論があったと聞いておりますので、次回のこの調査を原則調査員、封入で出して提出するというのをなさるんだったらなさっていただく。それを踏まえた上で、また次回どうするかという議論につなげていただけたらいいと思います。ただ、やはり世帯の側からは、今年の来年ですので、そういった疑問あるいは抵抗感というのは多く寄せられると思います。

○阿藤部会長 神奈川県さんいかがですか。

○神奈川県 5年前にもかなり厳しかった調査であり、個人情報のことに関しては調査を受ける方の意識というのが年々厳しくなってきたりしているものですから、この間の議論をお伺いして先生たちがおっしゃることは重々分かっておりますし、最後にどうしてもということであれば封入も認めるとおまとめいただいていたので、県の方の立場としては原則論でやらせていただきまして、封入でなければ出さないという方に関してはそういう形で対応させていただきたいと思えます。

郵送は認めないということに関しては非常に残念だと思っています。やはり回答方法には多様な形があると思います。インターネットで回答したい人がいれば、郵送だったら回答するという方もいます。調査員回収の方が非常に厳密な形はできますが、調査員の方が実際に津谷委員がおっしゃったみたいにかなりトレーニングを積むというのは非常に難しいことです。というのは、調査員のなり手も、今、非常に少なく、特定の方をお願いしているような状況です。と同時に、回収に朝昼晩いつでも通えるようにするには、調査員は身近に住んでいる人でないと無理になります。近所の人だということ自体で、その人にプライバシーを話すのはちょっとという方も確実にいらっしゃいますので、そういう面では、本来は、一部郵送も認めていただきたかったというのが、この間、感じたところです。ただ、理論的にいえば先生方がおっしゃるとおりだと思いますので、原則がそういうことで決まったということであれば対応させていただきますけれども、できれば方向性としては個人の方が選べる回答方式にさせていただけたらと常々思っております。

○阿藤部会長 安部委員、どうぞ。

○安部委員 今の貴重な御意見を議事録に残していただくということで、私は結構です。現状といえますか、前回決まったことで結構です。

○阿藤部会長 分かりました。

前は、現場で御苦勞なさっている東京都さん、あるいは神奈川県さんの御発言が特になかった

中で一応合意を作ったんですけれども、そういう意味では、今日安部委員から問題提起されて、御意見を聞く機会を持たたということは大変貴重ではなかったかと思えます。

本当にこれはジレンマなんです。そういう問題があることは重々分かっているながら、調査の質と調査のしやすさということで、当然統計局もそういうことを両にらみしながらいろいろ対応を考えていらっしゃると思うんですけれども、一応全体を伺った上で、ここの結論としては前回の合意といますか、了解事項でいくということにいたしたいと思えます。いわゆる封入提出、郵送提出を併用しない。原則調査員へ提出する方法による。どうしてもという場合に封入提出についてよしとする、そういう方針でいきたいと思えます。

ただ、この点は、最後の今後の課題に、調査結果、回収状況、中身の点を検討して次回の調査方法の検討につなげるということを書いておくのが1つ案だと思えますので、一応そういうことでよろしいでしょうか。

そういうことで時間がほとんどきてしまいました。

時間が残ればお配りしている答申案の素案についても御意見を聞く予定にしていたんですが、時間がほとんどありませんので、本日は、ここまでといたしたいと思えます。

特に今日は宿題ありませんでしたが、事務局から何かありますか。

○吉田調査官 時間的に中途半端になりますので、答申案の素案についての、この場での議論は割愛させていただきたいと思えますが、御覧いただいて御意見等がございましたら、12月8日のお昼までに事務局に御連絡いただきたいと思います。いただいた御意見を踏まえまして、年明け早々の1月7日に部会が開催されますので、その場に答申案をお示しいたしまして、御議論いただくと考えておりますので、御意見等よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、次回の日程等につきまして御連絡しておきます。今、申しましたように、1月7日金曜日でございますが、本日と同じこの若松庁舎の6階の特別会議室で開催いたします。15時ということで予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。実は、次回も生命表と併せてのダブルヘッダーということになりますので、委員の方々と審議協力者の方々にはちょっと長丁場になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、次回が本調査についての最後の部会ということでございますので、繰り返しになりますが、答申案を御審議いただきたいと思いますと考えております。答申案につきましては、1回目から3回目までの審議結果を踏まえまして、部会長の御指示をいただきながら事務局で作成いたします。作成した答申案につきましては、天皇誕生日、23日までには皆様方にメールでお送りしたいと考えております。

それから、いつものことでございますが、お配りしております資料につきましては、机の上に置いたままお帰りいただいても結構です。また次回用意いたしますので、よろしくお願ひいたします。お持ち帰りの場合は、次回必ずお持ちいただきますようお願いいたします。

私からは以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

本日の部会の結果の概要については、速報版として、前回の分と併せて12月17日金曜日開催予

定の統計委員会に報告いたします。

それでは、社会生活基本調査に係る部会審議はこれで終了といたします。

10分間休憩して、引き続き、生命表に係る部会を開催しますので、よろしくお願いいたします。